

## 処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第58条の4第1項
処 分 の 概 要：過積載車両に係る指示
原権者（委任先）：北海道公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第27条(方面公安委員会への権限の委任) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第6条(方面公安委員会への委任)
処 分 基 準： 「過積載を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないときとは、自動車運転代行業者が車両使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過積載が行われたと認められるような場合であり、具体的には ○ 自動車運転代行業者が、運転手に対して、過積載を誘発するような行為をした場合 ○ 同一の車両について、過積載走行が繰り返されたような場合 ○ 自動車運転代行業者が使用する複数の車両について、過積載が行われた場合 などである。
問 合 せ 先： 北海道警察本部交通指導課指導取締係（電話011-251-0110） 各方面本部交通課企画・指導係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備 考：